

## 第3問 (60点)

## 1. 所得金額の計算

●印@2点×30=60点

区		分	金	額	
当		期	利	益	
				141,650,387 円	
加	損金の額に算入した納税充当金		●	54,684,100	
	損金の額に算入した法人税の額		●	29,385,400	
	損金の額に算入した住民税の額		●	6,009,000	
	損金の額に算入した附帯税等		●	90,000	
	損金の額に算入した過怠税		●	14,000	
	損金の額に算入した住民税利子割額		●	41,260	
	貸倒損失否認		●	799,999	
	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額		●	3,500,000	
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額		●	129,479	
	土地計上もれ		●	4,500,000	
	土地圧縮超過額		●	2,960,000	
	倉庫用建物減価償却超過額		●	1,478,750	
	算	器具備品減価償却超過額		●	3,750
		使途不明金否認		●	600,000
交際費等の損金不算入額		●	320,000		
小		計	104,515,738		
減					
納税充当金から支出した事業税等の額		●	12,312,300		
貸倒損失認定損		●	3,000,000		
一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額認容		●	132,000		
事務所用建物減価償却超過額認容		●	512,000		
受取配当等の益金不算入額		●	760,000		
算	交際費認定損		●	340,000	
	小		計	17,056,300	
仮		計	229,109,825		
寄附金の損金不算入額		●	1,547,627		
法人税額から控除される所得税額		●	151,260		
合計・総計・差引計			230,808,712		
所得金額			230,808,712		

## 3. 納付すべき法人税額の計算

摘 要	金 額	備 考
所 得 金 額	230,808,000 円	1,000 円 未満切り 捨て
法 人 税 額	58,016,040	
差 引 法 人 税 額	58,016,040	
課 税 使 途 秘 匿 金 支 出 額	600,000	
同 上 に 対 す る 税 額	● 240,000	600,000 円 × 40 % = 240,000 円
法 人 税 額 計	58,256,040	
控 除 税 額	151,260	
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額	58,104,700	100 円 未満切り 捨て
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額	29,385,400	
納 付 す べ き 法 人 税 額	● 28,719,300	

## 4. 納付すべき法人税額の計算過程

税 率 適 用 区 分	(1) 年 800 万円以下
	$8,000,000 \text{ 円} \times \frac{12}{12} \times 15 \% = 1,200,000 \text{ 円}$
	(2) 年 800 万円超
	$230,808,000 \text{ 円} - 8,000,000 \text{ 円} \times \frac{12}{12} = 222,808,000 \text{ 円}$
	$222,808,000 \text{ 円} \times 25.5 \% = 56,816,040 \text{ 円}$
(3) 合 計	
(1) + (2) = 58,016,040 円	